

避難行動要支援者 支援マニュアル

<地域支援者用>

《もくじ》

はじめに	1
1 避難行動要支援者の避難支援制度とは	1
2 避難行動要支援者の対象となる方	1
3 避難行動要支援者の避難支援制度のしくみ	2
4 地域支援者の基本行動	3
5 避難行動要支援者への配慮	
(1) 高齢者	3
(2) 要介護認定者	4
(3) 障がい者	
①身体障がい者 ～ 肢体障がい者	4
～ 視覚障がい者	5
～ 聴覚障がい者	5
～ 内部障がい者	6
②知的障がい者	6
③精神障がい者	7
6 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の記載事項	7
7 避難支援プラン（個別計画）の記載事項	7

～ はじめに ～

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、高齢者や障がいのある人などは、避難に時間を要するとともに、自力で安全な場所へ避難することが困難なことがあるため、避難行動要支援者が迅速かつ的確に避難できるための支援体制を整えておくことが必要です。

岩見沢市においても避難行動要支援者の避難支援制度が円滑に機能するよう、地域ぐるみの支援体制を確立し、「誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を推進するため、この支援マニュアルを作成しましたので、活用してください。

1. 避難行動要支援者の避難支援制度とは

避難行動要支援者の同意に基づき、名簿情報を避難支援等関係者に提供し、日頃から情報を共有することで、災害時における避難支援等（情報伝達、安否確認、避難誘導など）を迅速かつ円滑に行うため、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を行う制度です。

2. 避難行動要支援者の対象となる方

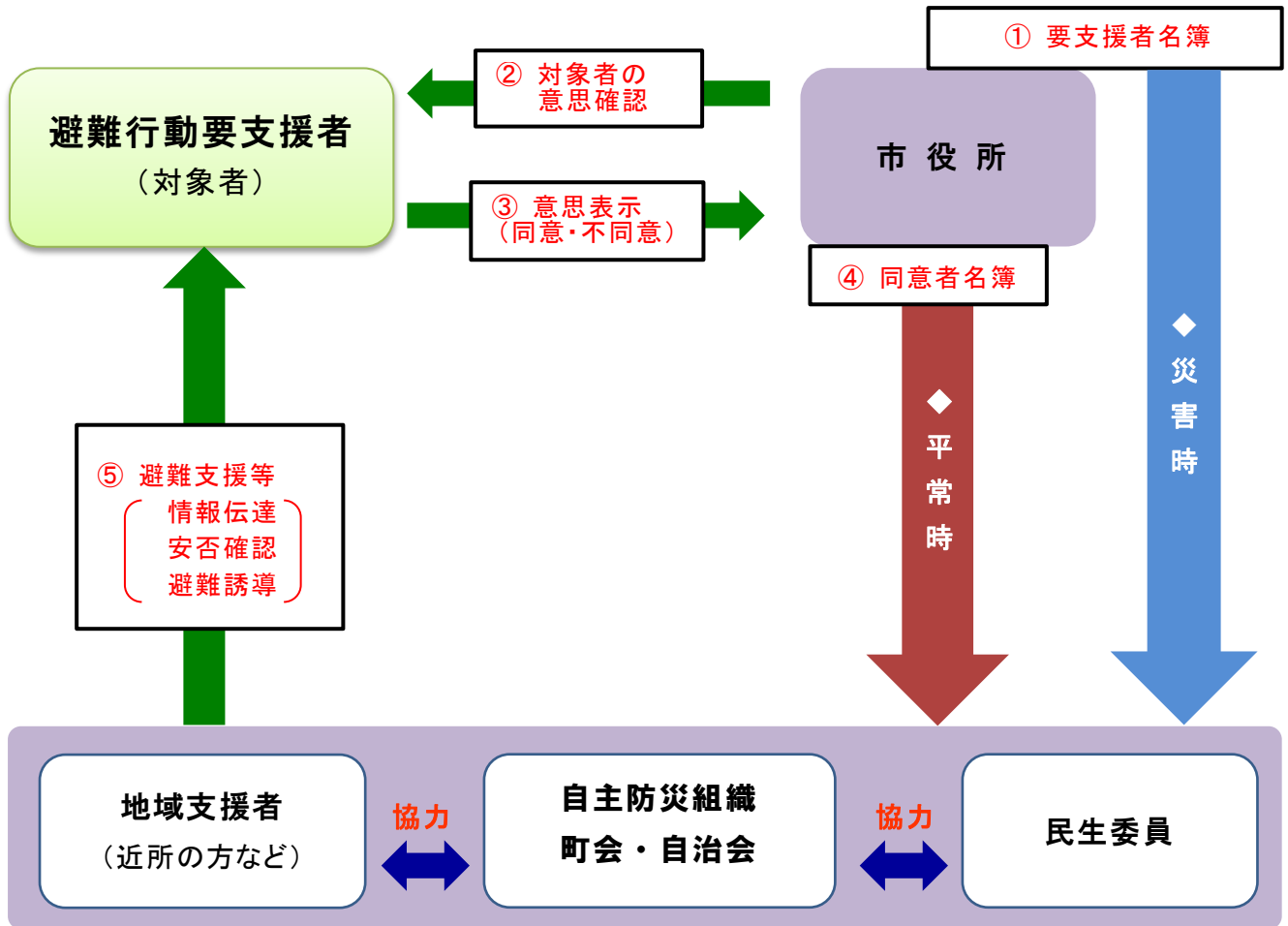
災害時等に自ら避難することが困難で、避難に支援を要する在宅の方を対象とします。
（※病院や施設に長期で入院・入所している方は、対象になりません。）

(1) 高齢者	● 75歳以上の一人暮らしの方
	● 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
	● 緊急通報装置の設置世帯の方
(2) 要介護認定者	● 要介護3以上の認定を受けている方
(3) 障がい者	● 身体障がい者（身体障害者手帳1級・2級を所持している方）
	● 知的障がい者（療育手帳A判定を所持している方）
	● 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方）
(4) その他	● 上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる方で、支援を希望し情報提供に同意した方

◆避難行動要支援者は、次のようなことが考えられます。

- ①危険を察知しにくい
- ②危険であることを理解・判断することが難しい
- ③危険に対して適切な行動がとれない

3. 避難行動要支援者の避難支援制度のしくみ



地域支援者とは・・・災害等が発生したとき、情報を伝えたり、安否確認や避難誘導など、避難支援等の協力を行う地域の方々のことを言います。

※災害の状況によっては、地域支援者も被災することがあります。地域支援者には、できる範囲での支援をお願いするものであり、法的な責任を負うものではありません。



4. 地域支援者の基本行動

災害が発生したときは、避難行動要支援者の状態によって注意することはさまざまです。地域支援者の皆さんは、以下のことを基本に避難支援等を行ってください。

- (1) まず自分の身の安全を確保する。
- (2) 自分の家族や近くにいる人の安全を確認する。
- (3) 要支援者に災害情報を伝える。
- (4) 要支援者の安否を確認する。
- (5) 避難が必要な場合は、要支援者の避難誘導や介助を行う。
- (6) 要支援者がケガをしている場合は、地域の方々と連携して、可能な範囲で救出救護を行う。
- (7) 建物の下敷きになっているなどにより救助が必要な場合は、地域の方々と連携して、可能な範囲で救助したり、市や防災関係機関（消防本部、警察署）に応援を要請する。

5. 避難行動要支援者への配慮

避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害時に適切な行動が取りにくい特徴があります。ここでは、対象者別に一般的な特徴や支援のポイントを記載しますが、個人ごとにおいては、その状況（体調、介護度、障がいの程度、家族の状況など）により配慮や柔軟な支援を心がける必要があります。

◆ 高齢者（75歳以上の一人暮らしの方など）

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none">● 周囲からの情報が乏しく、緊急事態の察知が遅れる場合があります。● 体力が衰え行動機能が低下している場合や、体力に自信がないなどの理由で避難できない場合があります。	<ul style="list-style-type: none">● 近所付き合いが希薄な方もおり、情報が伝わらない場合もあるため、迅速かつ直接的に情報を伝えましょう。● まず声をかけて、不安を取りのぞいてあげましょう。その後、どのような手助けが必要か聞きましょう。● あわてないようにまず落ち着かせ、その人の体力を見ながらゆっくり誘導しましょう。その際、手荷物などの持出し品は持ってあげましょう。

◆ 要介護認定者（要介護3以上の方）

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ●自分で判断し、行動することが困難です。 ●自分の状況を伝えることが困難です。 ●寝たきりの場合は、自力で行動することができません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。 ●一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をしましょう。 ●医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。 ●移動に車イス、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。 ●移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架やおぶって避難させましょう。

◆ 肢体障がい者（上肢・下肢等の不自由な方）

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ●自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●肢体に障がいのある人は、障がいの部位や程度によって、自分自身で行動できることが異なりますので、どのような支援を求めているか聞き取りしましょう。 ●移動に車イス、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。 ●移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架やおぶって避難させましょう。 ●車イスを使用するときは、通路の幅を確認するとともに、段差・傾斜・スピードに気をつけて移動しましょう。



◆ 視覚障がい者（目の不自由な方）

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に備えて近所づきあいをしようと思っても、目が見えないために自分から声をかけることがなかなかできません。 ● 視覚による異変や危険を察知することが困難であり、とても不安です。 ● 自分ひとりでは避難することができません。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 声をかけないと本人にはわからないので、支援者の方は普段から声をかけるようにしましょう。 ● 避難誘導をするときは、杖の持たない方の手で肘の上をつかんでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩きましょう。 ● 耳からの情報が便りです。できるだけ声をかけ、行き先や方向、障害物等の有無を伝えながら誘導しましょう。 ● 誘導時に階段等がある所では、一段一段伝えながら、段差に気をつけて誘導しましょう。

◆ 聴覚障がい者（耳の不自由な方）

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ● 音声による避難・誘導の指示が認識できません。 ● 自分の状況を伝える際、音声による会話が困難であり、コミュニケーションをとりにくい。 ● 必ずしも手話ができるわけではありません。 ● 外見だけでは障がいがあるかどうかわかりにくい場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話が出来なくても、筆談や身振り、手振り、手のひらに指で文字を書くなど、工夫をして情報を伝えましょう。 ● 話すときは、軽く肩などに触れ、正面から口を大きく動かし話します。口の動きでわかる人もいます。 ● 手話ができる人がいたら、協力してください。

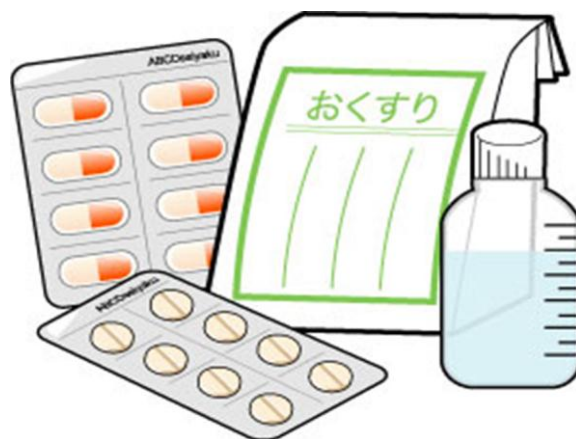


◆ 内部障がい者（内臓の機能障がいがある方）

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ● 外見だけでは障がいがあるかどうかわかりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。 ● 常時使用する医薬品の携帯や医療機器を携行する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● どのような支援を求めているか聞き取りしましょう。 ● 移動に車イス、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。 ● 移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架等で避難させましょう。 ● 医療的ケアが必要なときは、消防本部や医療機関へ連絡し、移送の手配をしましょう。

◆ 知的障がい者（知的行動に支障がある方）

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常と異なる状況により、パニックになってしまうことがあります。 ● 困っていても、自分のことやその内容を言葉で伝えられない場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人では理解や判断をすることが苦手です。一度にたくさんのことを伝えしないで、一つずつ伝えてください。また、ゆっくり話しかけましょう。 ● パニックになったり、大声をあげたり、予期しない行動をとる可能性があります。冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにしましょう。決して叱ったりしないようにしましょう。 ● パニックを起こしたら、刺激せずに、落ち着くまで静かに待ってください。力づくではかえって逆効果になります。 ● 必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。



◆ 精神障がい者

特 徴	支援のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ● 普段から服用している薬を携帯する必要があります。 ● 災害の発生に伴って、精神的動揺が激しくなる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境の変化が苦手です。緊張したり、些細な言葉で動揺してしまいがちです。ゆっくりと落ち着いた口調で話しかけるなど、冷静さを保ちながら対応してください。 ● 服用している薬の名前や量、かかりつけの医療機関があれば、事前に確認しておきましょう。 ● 強い不安や症状悪化が見られる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関に連絡しましょう。 ● 必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。

6. 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の記載事項

- ①要件区分 ②町会・自治会名 ③民生委員名 ④氏名 ⑤住所
⑥生年月日 ⑦住所 ⑧電話番号 など

※＜同意者名簿＞には、個別計画の有無を表示

7. 避難支援プラン（個別計画）の記載事項

個別計画とは・・・避難行動要支援者の情報提供に基づき、その状況や支援の内容などを避難行動要支援者ごとに記載したもの。

【表面】⇒ ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④電話番号 ⑤要件区分
⑥世帯構成 ⑦受けたい支援 ⑧緊急連絡先

【裏面】⇒ ⑨要支援者の状態 ⑩地域支援者名（※同意確認後に記入）

※避難行動要支援者への注意事項を記載

※避難支援等関係者及び地域支援者への注意事項を記載



お問い合わせ

岩見沢市役所
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
総務部 防災対策室
(電話) 0126-23-4111